

令和6年12月23日

保護者様

流山市立市野谷小学校
校長 松山 秀行

冬季休業中における児童の指導について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力頂き、ありがとうございます。

さて、12月24日より冬休みをを迎えます。冬休みについて、本校では下記のように児童に指導しておりますので、ご家庭でもご指導をよろしくお願ひ致します。

1. 冬休みの期間

12月24日(火)～1月6日(月)

2. 規則正しい生活をしましょう

- (1)冬休みの計画、一日の生活時間の計画を立てて、規則正しい生活をしましょう。
- (2)家事を分担し、家族の一員として協力して生活しましょう。
- (3)お手伝いすることを決め、毎日しましょう。

3. 2学期の復習をしましょう。

2学期に学習したことを復習し、学習内容を確実に身に付けておきましょう。

4. 冬休みにしかできないことに取り組みましょう。

冬休みは、大晦日やお正月など色々な行事があります。地域の行事などに積極的に参加しましょう。また、おうちの大掃除を手伝ったり、家族とのふれあいの場を多く持ったりしましょう。

5. 健康に過ごしましょう

- (1)「早寝早起き」を心がけ、規則正しい生活リズムをくずさないようにしましょう。
- (2)手洗い・うがいを習慣化し、感染予防に努めましょう。
- (3)安全な場所で運動をしたり、遊んだりしましょう。

5. 安全に過ごしましょう

- (1)交通事故にあわないように交通ルールを守りましょう。

- ①横断歩道を渡る際には、青信号であっても車が止まっていることを確認してから渡りましょう。
- ②自転車の2人の乗り、傘さし運転、イヤホンをしての運転、飛び出し等は絶対にやめましょう。
- ③自転車は日頃から点検しましょう。(ブレーキ・サドルの高さ・ライト)
- ④自転車のライトは、暗くなる前につけましょう。回りを見て安全に乗るようにしましょう。
- ⑤自転車に乗るときはヘルメットの着用をしましょう。

(児童生徒の乗車用のヘルメットの着用等が努力義務となりました。また、自転車損害賠償保険等の加入については、令和4年7月1日より義務化されています。)

また、警視庁ホームページにある、「自転車は『車のなかま』」([自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～ | 警察庁 Web サイト \(npa.go.jp\)](http://npa.go.jp))を見て、自転車に乗るときのルールを確認しましょう。

- (2) 遊びに行くときは、「だれと」「どこで」「何をしに」「いつ帰る」を家の人に知らせましょう。万が一を考え、おうちや家の人の電話番号や住所を覚えておくとよいでしょう。
- (3) 人通りの少ないところに行ったり、公園等で一人で遊んだりしないようにしましょう。
- (4) 見知らぬ人に声をかけられたり、誘われたりした時は、絶対についていきません。また、つきまとわれた時は、近くにいる大人に助けを求めましょう。その場に誰もいないときは、大声を出したり、近くの家や「こども110番の家」、ガソリンスタンド「かけこみ110番」に助けを求めたりしましょう。

「いかのおすし」を守りましょう

「いか」…行かない	「の」…のらない	「お」…大声でさけぶ
「す」…すぐ逃げる	「し」…知らせる	

- (5) 知らない人からの電話は、家の人にかわってもらいましょう。友だちの電話番号や住所は絶対に教えてはいけません。
- (6) 工事現場、土・岩石・砂利採取場、駐車場、線路内などの危険な場所には入らないようにしましょう。
- (7) 凪あげは電線のないところで行いましょう。また、電柱や電気柵、鉄塔等には上ってはいけません。
- (8) 子どもだけでは火を使うことはせず、火を扱うことはおうちの人と一緒にしましょう。
- (9) インターネットにつながる携帯電話・パソコン・ゲーム機の使い方について、家庭でルールを話し合い、そのルールを守りましょう。
- (10) SNSやインターネット上で仕事内容を明記せずに「高額バイト」「即日入金」などと書いてある「闇バイト」のサイトをクリックしたり、それに申し込んだりしないようにしましょう。

6、2学期始業式

1月7日(火) 11：30 下校

7、その他

- (1) 万が一事故や事件発生の時は、すぐに警察に連絡し、学校にもお知らせください。ただし、夏季休業中は8：00～16：30までしか電話は繋がらませんのでご注意ください。
流山警察署 04-7159-0110
流山おおたかの森駅前交番 04-7152-5234
市野谷小学校 04-7158-2770
- (2) 学校機械警備期間
土曜日、日曜日、祝日、12月27日(金)～1月4日(金)
※機械警備期間中は、教職員は出勤しておりません。

- (3) 悩み事や困ったことへの相談機関 (対象：保護者、児童) ホームページに資料掲載